

**【資料4】**  
**当事者本人への証拠の開示制限(アトニーズ・アイズ・オンリー)**

---

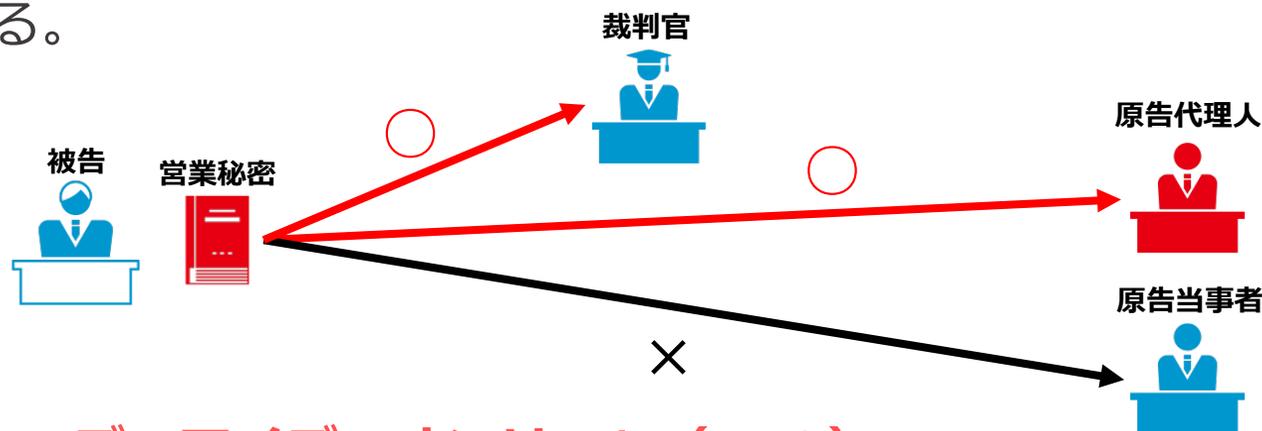
2020年11月2日

特許庁



# 想定されるニーズ

- ✓ 裁判において、被告（被疑侵害者）が、特許侵害をしていないことを証明する証拠を示す際、仮にその証拠の中に営業秘密が含まれている場合に、それを原告（特許権者。競業者であることも多い）に知られることで不利益が生じる事態、あるいは逆に、証拠として示せないことで敗訴する事態が生じ得る。
- ✓ また、査証の場面において、被告の営業秘密が原告に開示されてしまうことを懸念する声がある。
- ✓ そのため、裁判において、原告代理人には閲覧可能でも、原告当事者に見られないことが保証された上で情報を開示可能とするニーズが想定される。



⇒ 「アトニーズ・アイズ・オンリー」 (AEO)

# 現行制度において秘密保護のために取り得る措置

証拠内の営業秘密について閲覧者の範囲を制限する場合、当事者間の合意が形成できる場合は、現行では以下のような対応が取られているところ。

## 対応①：秘密保持契約（当事者間）

- ・ 合意が形成されれば、当事者間の秘密保持契約により、証拠閲覧を原告代理人に限ることは可能。
- ・ ただし、制裁条項の内容（違約金の額など）について合意形成できず契約が困難なケースも。

## 対応②：裁判所による秘密保持命令（特許法105条の4）

- ・ 裁判所は、名宛人を原告代理人に限定した秘密保持命令を発令可能（違反には刑事罰）。

発令実績（※1）：平成25年4件、平成26年2件、平成27年1件（侵害論1件、損害論6件）

- ・ 条文上は当事者間の合意形成がなくとも発令可能だが、発令をめぐる紛糾を回避するため、実務上は、発令前に当事者間で事前協議を行い名宛人の範囲等について合意形成。

- ✓ 名宛人の範囲について事前の合意がある場合には、裁判所は原告当事者からの閲覧請求を「権利の濫用」として却下できると考えられる（※2）。

**→原告当事者の同意がある場合について、法制化の必要があるか？**

**→原告当事者の同意がなければ、原告当事者への閲覧は制限されないと考えられるが、それについて何らかの対応が必要か？（原告当事者の同意のないAEO?）**

# 中間とりまとめ

## 【課題】

- 実務では、秘密保持命令制度や当事者間の契約に基づき、AEOのような運用が行われているが、**名宛人の範囲についてはあくまで当事者間の事前の合意や契約に基づくもの**であることから、**当該合意や契約に反して、当事者本人が裁判所に対して訴訟記録の閲覧・謄写を請求してきた場合に、裁判所が当該申立てを却下することができるかどうかは規定上明らかではない。**

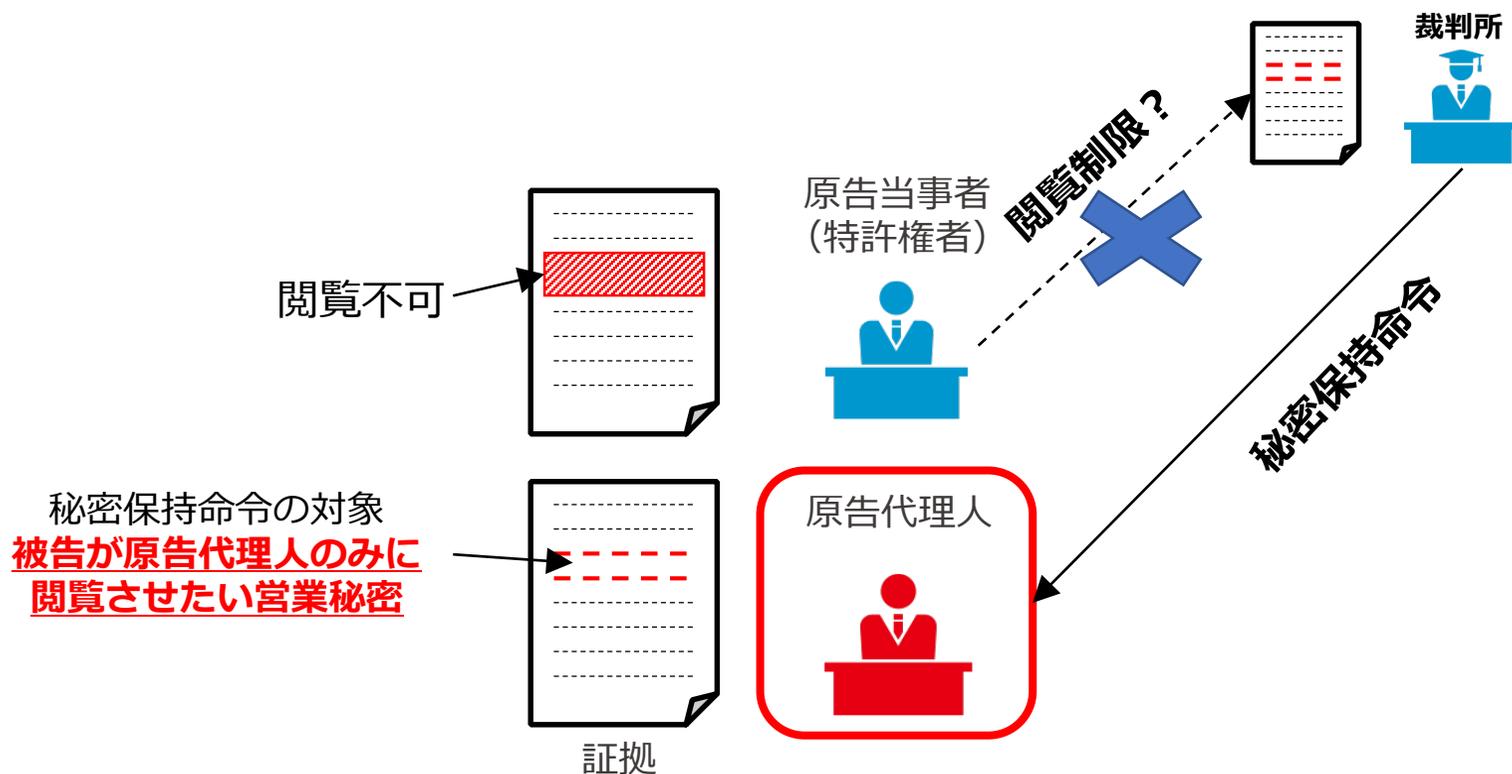
合意ありAEO

## 【検討】

- 秘密保持命令の申立ての前に、裁判所及び当事者ないし代理人等が事前協議を行い、秘密保持命令の名宛人を訴訟代理人等のみ（当事者を除く）とする場合、当該営業秘密を開示される側の**当事者の同意があることを要件**として、秘密保持命令の対象となる営業秘密について当該当事者は**民事訴訟法第91条に基づく訴訟記録の閲覧等の請求ができない**とする制度が考えられる。
- **法的手当が必要との意見が出された一方**、秘密保持命令の名宛人になっていない当事者からの訴訟記録の閲覧等の請求は**権利の濫用に当たるとして、閲覧等を拒むことができるとされているのであれば、新たな制度を導入する意義は小さい**のではないかという意見が出された。
- **当事者の同意を要件**とする点については、多くの場合**当事者は同意できないと考えられる**との意見が出された。

# 原告当事者の同意のないAEOのイメージ

- ✓ 被告が原告代理人のみに閲覧を制限したい情報について、原告当事者の同意の有無にかかわらず、原告当事者からの証拠の閲覧を制限することを特許法において定めることが考えられる



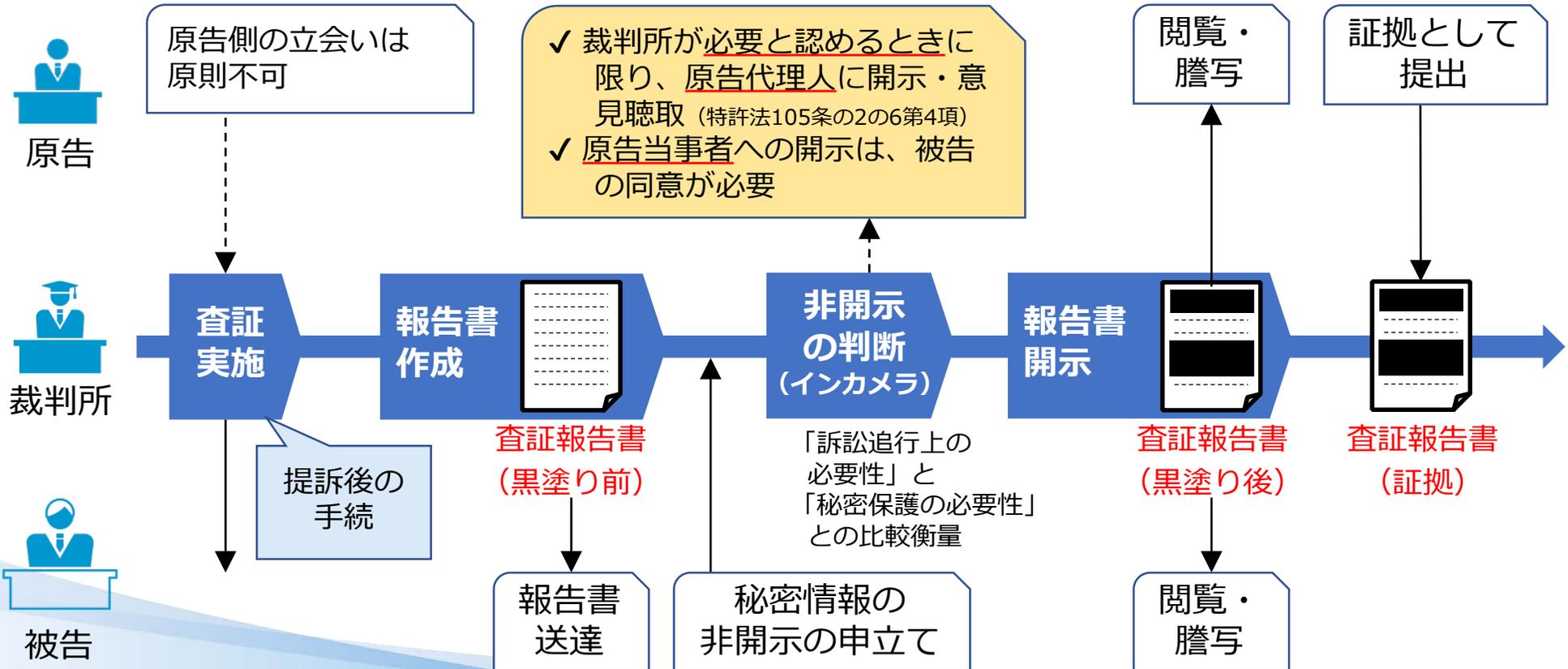
→原告当事者が同意しない場合も閲覧を制限すべきことについてどのように考えるか?

# 合意形成なしのAEOについての主な論点

<p>合意形成なしのAEOにより、裁判を受ける権利（憲法32条）が侵害される可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 原告当事者の同意がないまま閲覧制限された証拠が決め手となって判決がなされた場合、<b><u>原告当事者は、その判決に納得できるのか、上訴の判断ができるのか不明であり、裁判を受ける権利（憲法32条）を侵害している</u></b>と思われる。そのため、<b><u>当該閲覧請求は原則却下できない</u></b>と思われる。</li></ul>
<p>合意形成の有無にかかわらず、AEOにより訴訟追行が困難になる可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b><u>原告代理人は、原告当事者と証拠を見て議論しなければ適当な主張を行うことが困難なことがある、原告代理人のみの判断で主張することには、責任の負担が大きい</u></b>と思われる。</li><li>● 原告当事者が閲覧できない証拠が決め手となって判決がなされた場合、<b><u>原告代理人は、敗訴した際に、原告当事者にその理由・上訴するか等の助言がしづらい</u></b>と思われる。</li></ul>

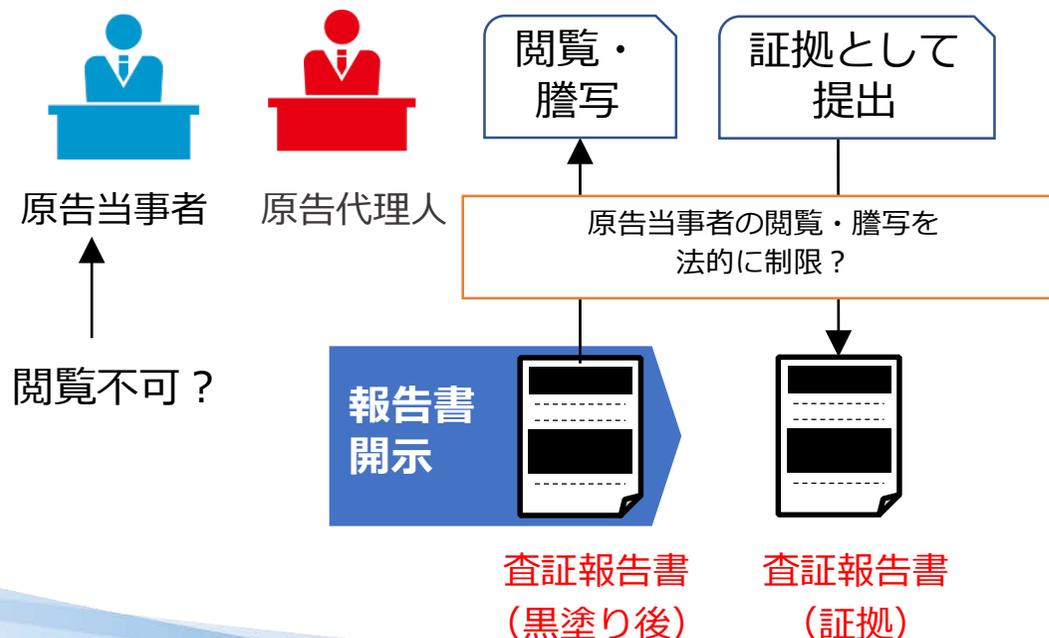
# 日本における査証時の秘密保護（現行制度）

- ✓ 裁判所が必要と認めれば、原告代理人は営業秘密を黒塗りする前の査証報告書を閲覧可能。  
原告当事者は原則閲覧不可（被告の同意が必要）
- ✓ 黒塗り後の査証報告書が裁判で証拠として使用される（原告代理人は黒塗り部分を閲覧している場合があるが、黒塗り部分に基づく主張立証はできず判決の基礎にもならない）
- ✓ 侵害の立証のために必要であれば、営業秘密であっても開示と判断されうる



# 査証報告書でのAEOのイメージ

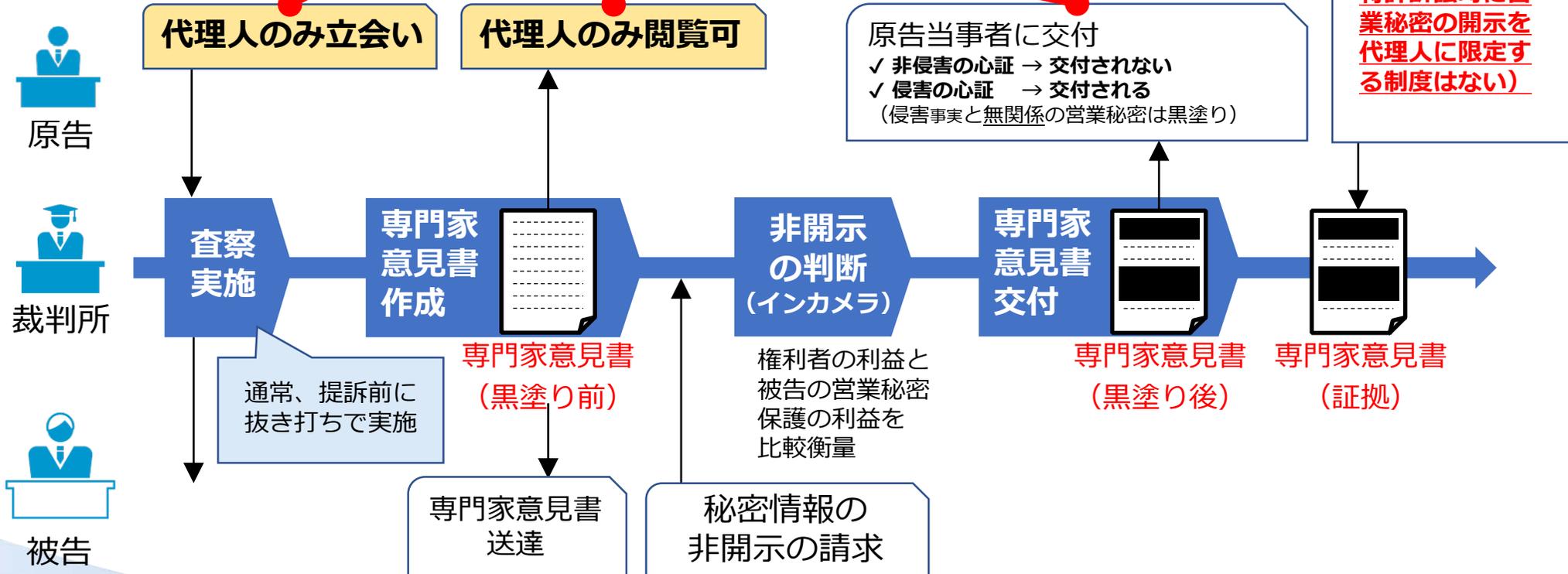
- ✓ 原告当事者への営業秘密の閲覧を回避するため、被告が原告当事者に査証報告書（黒塗り後）の閲覧を制限してもらいたいと考える場合があり得る。
- ✓ その場合、法令上では原告当事者には黒塗りされた査証報告書が閲覧・謄写されることとなっているが、この査証報告書の閲覧を制限することを特許法において定めることが考えられる。
- ✓ しかしながら、この場合も、やはり原告当事者の裁判を受ける権利に抵触するおそれがあるのではないか。



# (参考) ドイツにおける査察時の秘密保護手続

## ポイント

原告代理人は査察時に立ち会い、黒塗り前の報告書を読覧可能だが、原告当事者に閲覧が制限された営業秘密が裁判の証拠として使用されることはない



松川充康「提訴前証拠収集処分としての現況調査命令等の活用を巡る諸問題」判タ1448号31-33頁

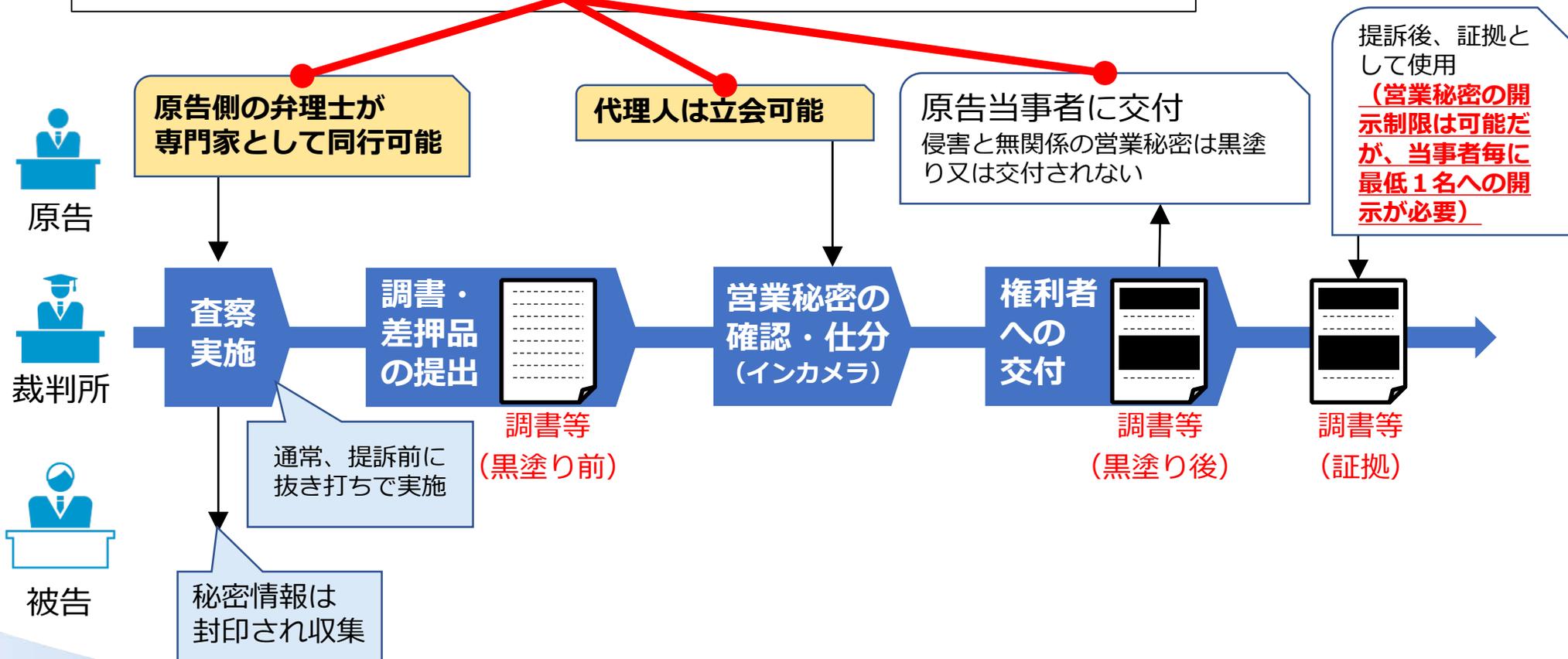
東松修太郎「特許権侵害訴訟における証拠収集手続の立法的課題」特許研究63号24-28頁

知的財産研究所「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方に関する調査研究報告書」191-193頁等に基づき図を作成

# (参考) フランスにおける査察時の秘密保護手続

## ポイント

査察への原告側弁理士の同行、営業秘密の確認・仕分作業への原告代理人の立会いが可能だが、原告当事者に閲覧が制限された営業秘密が裁判の証拠として使用されることはない



松川充康「提訴前証拠収集処分としての現況調査命令等の活用を巡る諸問題」判タ1448号29-31頁

東松修太郎「特許権侵害訴訟における証拠収集手続の立法的課題」特許研究63号28-32頁

知的財産研究所「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方に関する調査研究報告書」205-207頁等に基づきフロー図を作成

# (参考) 米国における秘密保護手続

トライアル前  
(ディスカバリ)

トライアル

## 保護命令 (プロテクティブ・オーダー)

- ✓ 裁判所は、開示される情報の開示範囲や使用目的等を規定する保護命令を発令。その内容については、**通常、当事者間で事前協議 (合意に至らない場合は裁判所が判断)**

合意なしAEO

- ✓ 多くの場合、極秘と指定された情報は、外部の代理人と外部の専門家等のみがアクセス可能 (指定に争いがある場合は、最終的に裁判所が判断)
- ✓ 代理人は、専門家から技術に関するサポートを受けながら訴訟追行可能 (米国においては、外部の専門家の候補となる人材が豊富に存在している)

- ✓ トライアルでは、公開原則が強く働くため、ディスカバリの段階で代理人限りとされた情報に関する審理も公開され得るが、裁判所の判断で代理人限りとする場合もあるという情報もある。
- ✓ ディスカバリで開示された情報のうち、トライアルで使用されるものはごく少数。
- ✓ なお、多くの事件はトライアル前に和解等で解決しており、トライアルまで至る事件は全体の数%と言われている。

# (参考) 英国における秘密保護手続

トライアル前  
(ディスクロージャ等)

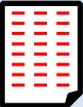
トライアル

## confidentiality club

- ✓ 裁判所は、confidentiality clubに基づき情報の開示対象者や使用目的等を制限。
- ✓ 多くの場合、極秘情報は、企業内の限られた者、外部の代理人、外部の専門家のみがアクセス可能。
- ✓ 当事者によるアクセスを禁止することも可能だが、判例 (※) により、当事者が求めれば、当事者の限られた者を開示対象に加えなければならない (すなわち、当事者への開示を制限するには合意が必要)。

- ✓ トライアルにおいても、当事者への開示を制限するには合意が必要となる。
- ✓ トライアルでは公開の法廷で機密情報が議論されないことは保証されず、裁判官の決定による。
- ✓ トライアルの全部又は一部をインカメラで審理するよう決定がなされることもある。
- ✓ なお、多くの事件はトライアル前に解決しており、トライアルに至る事件は少ない。

# 諸外国の制度の概要

対象・場面	観点	日本 	独仏 	備考
査証（査察） 報告書 （黒塗り 前） 	原告代理人は、 <u>被告の同意なく</u> 営業秘密を含む査証（査察）報告書全体を閲覧可能か	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、日独仏とも、裁判官が認める場合に限られる</li> <li>日独仏とも、原告当事者は閲覧できない</li> </ul>
査証（査察） 報告書 （黒塗り 後） 	査証（査察）報告書の黒塗り部分について、裁判所は当該部分を <u>判決の基礎（証拠）</u> とし得るか	×	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>独仏では、侵害の立証に有用な情報は原則開示される（黒塗り部分に基づく主張立証は想定されていないと思われる）</li> </ul>
査証（査察） 報告書 （黒塗り 後） 	査証（査察）報告書（黒塗り後）を <u>原告当事者の同意なく</u> 閲覧を原告代理人に限定し得るか	×	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本では、査証報告書は閲覧・謄写（<b>法的に制限すべきか？</b>）</li> <li>独では、査察時を除き、特許訴訟時に営業秘密の開示を代理人に限定する制度はない。</li> <li>仏では、当事者毎に最低1名への開示が必要</li> </ul>
対象・場面	観点	米国 	英国 	備考
トライアル前 （ディスカバリ・ディスクロージャ等）	<u>当事者の同意なく</u> 情報の閲覧を代理人に限定することは可能か	○	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国は、裁判所の判断により、当事者の同意なく閲覧が制限されることがあり得る</li> <li>英国は、当事者への開示を制限するには、当事者の同意が必要</li> </ul>
トライアル	<u>当事者の同意なく</u> 情報の閲覧を代理人に限定することは可能か	○？	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国では、公開原則に基づき審理が公開され得るが、裁判所の判断で代理人に限定することがあるという情報もある</li> <li>英国は、トライアルにおいても、当事者への開示を制限するには合意が必要となる。</li> </ul>

## 検討の視点（1 / 3）－ 制度導入の是非 －

[原告側の不利益（裁判を受ける権利・訴訟追行の困難性）]

- 原告当事者の同意なく、証拠の閲覧を原告代理人のみに制限した場合、それが当事者の裁判を受ける権利（憲法第32条）に抵触するおそれについてどのように考えるか。
- 原告当事者又は原告代理人の立場として、主張・立証や上訴も含めた訴訟追行に支障が生じるという主張も考えられるが、それについてどのように考えるか。
- 本人訴訟の場合をどう取り扱うか。原告当事者の同意なく、証拠の閲覧を制限することが可能か。または、例外的に証拠の閲覧を認めるべきか。

## 検討の視点（2 / 3）－ 制度導入の是非 －

[諸外国制度との平仄]

- ドイツ・フランスにおいても、査察立会い時等を除き、特許訴訟時に営業秘密の開示を当事者代理人のみに限定する制度はないが、そうした中で日本で合意のないAEO制度を導入する必要性についてどのように考えるか。
- 公判前の証拠収集（ディスカバリ）手続において証拠提出者が意図しない証拠も含め膨大な証拠が集められる米国では、その証拠を評価する専門家の人材市場が厚く、原告当事者が被告の証拠を閲覧せずとも、代理人や専門家の評価を尊重して和解やその後の公判を進めるのが特徴的であるが、米国のような証拠収集手続がなく、専門家の人材市場が厚くない我が国において、合意のないAEOを導入する必要性、導入してもよいとする許容性をどのように考えるか。

## 検討の視点（3 / 3）－ 仮に導入するとした場合の論点 －

[原告代理人にのみ閲覧を認める情報の範囲]

- 仮に制度を導入するとした場合、原告代理人にのみ閲覧を認める情報の範囲について、不正競争防止法上の「営業秘密」以外に、具体的にどのような情報を代理人限りとすべきか。また、それを認めるべき理由は何か。
- 上記を特許法上で規定することは可能か。

## 特許法105条の4（秘密保持命令）

第五十五条の四 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。)について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠(第五十五条第三項の規定により開示された書類、第五十五条の二の六第四項の規定により開示された査証報告書の全部若しくは一部又は第五十五条の七第四項の規定により開示された書面を含む。)の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

2 前項の規定による命令(以下「秘密保持命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 秘密保持命令を受けるべき者

二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実

三 前項各号に掲げる事由に該当する事実

3 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。

5 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

## 特許法105条の6（訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）

第二百五条の六 秘密保持命令が発せられた訴訟（すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。）に係る訴訟記録につき、民事訴訟法第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の行つた者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者（その請求をした者を除く。第三項において同じ。）に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

2 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から二週間を経過する日までの間（その請求の行つた者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあつては、その申立てについての裁判が確定するまでの間）、その請求の行つた者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

3 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。

## 日本国憲法32条（裁判を受ける権利）

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

## 民事訴訟法91条（訴訟記録の閲覧等）

第九十一条 何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。

2 公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、前項の規定による請求をすることができる。

3 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

4 前項の規定は、訴訟記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について当事者又は利害関係を疎明した第三者の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

5 訴訟記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

## 民事訴訟法92条（秘密保護のための閲覧等の制限）

第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下「秘密記載部分の閲覧等」という。）の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。

一 訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第百三十二条の二第一項第三号及び第二項において同じ。）が記載され、又は記録されていること。

2 前項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、第三者は、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができない。

3～5 （略）

## 特許法第200条の3（秘密保持命令違反の罪）

第二百条の三 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
- 3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

## 特許法第201条（両罰規定）

第二百一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十六条、第九十六条の二又は前条第一項 三億円以下の罰金刑

二 第九十七条又は第九十八条 一億円以下の罰金刑

2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

3 第一項の規定により第九十六条、第九十六条の二又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

## 特許法第105条（書類の提出等）

第二百五条 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。

ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。

この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、専門委員（民事訴訟法第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員をいう。第二百五条の二の六第四項において同じ。）に対し、当該書類を開示することができる。

5 前各項の規定は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

## 特許法第105条の2（査証人に対する査証の命令）

第五條の二 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、立証されるべき事実の有無を判断するため、相手方が所持し、又は管理する書類又は装置その他の物（以下「書類等」という。）について、確認、作動、計測、実験その他の措置をとることによる証拠の収集が必要であると認められる場合において、特許権又は専用実施権を相手方が侵害したことを疑うに足りる相当な理由があると認められ、かつ、申立人が自ら又は他の手段によつては、当該証拠の収集を行うことができないと見込まれるときは、相手方の意見を聴いて、査証人に対し、査証を命ずることができる。ただし、当該証拠の収集に要すべき時間又は査証を受けるべき当事者の負担が不相当なものとなることその他の事情により、相当でないと認めるときは、この限りでない。

2 査証の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 特許権又は専用実施権を相手方が侵害したことを疑うに足りる相当な理由があると認められるべき事由

二 査証の対象とすべき書類等を特定するに足りる事項及び書類等の所在地

三 立証されるべき事実及びこれと査証により得られる証拠との関係

四 申立人が自ら又は他の手段によつては、前号に規定する証拠の収集を行うことができない理由

五 第五條の二の四第二項の裁判所の許可を受けようとする場合にあつては、当該許可に係る措置及びその必要性

3 裁判所は、第一項の規定による命令をした後において、同項ただし書に規定する事情により査証をすることが相当でないと認められるに至つたときは、その命令を取り消すことができる。

4 査証の命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

## 特許法第105条の2の2（査証人の指定等）

第百五条の二の二 査証は、査証人がする。

2 査証人は、裁判所が指定する。

3 裁判所は、円滑に査証をするために必要と認められるときは、当事者の申立てにより、執行官に対し、査証人が査証をするに際して必要な援助をすることを命ずることができる。

## 特許法第105条の2の4（査証）

第百五条の二の四 査証人は、第百五条の二第一項の規定による命令が発せられたときは、査証をし、その結果についての報告書（以下「査証報告書」という。）を作成し、これを裁判所に提出しなければならない。

2 査証人は、査証をするに際し、査証の対象とすべき書類等が所在する査証を受ける当事者の工場、事務所その他の場所（次項及び次条において「工場等」という。）に立ち入り、又は査証を受ける当事者に対し、質問をし、若しくは書類等の提示を求めることができるほか、装置の作動、計測、実験その他査証のために必要な措置として裁判所の許可を受けた措置をとることができる。

3 執行官は、第百五条の二の二第三項の必要な援助をするに際し、査証の対象とすべき書類等が所在する査証を受ける当事者の工場等に立ち入り、又は査証を受ける当事者に対し、査証人を補助するため、質問をし、若しくは書類等の提示を求めることができる。

4 前二項の場合において、査証を受ける当事者は、査証人及び執行官に対し、査証に必要な協力をしなければならない。

## 特許法第105条の2の6（査証報告書の写しの送達等）

第五條の二の六 裁判所は、査証報告書が提出されたときは、その写しを、査証を受けた当事者に送達しなければならない。

2 査証を受けた当事者は、査証報告書の写しの送達を受けた日から二週間以内に、査証報告書の全部又は一部を申立人に開示しないことを申し立てることができる。

3 裁判所は、前項の規定による申立てがあつた場合において、正当な理由があると認めるときは、決定で、査証報告書の全部又は一部を申立人に開示しないこととすることができる。

4 裁判所は、前項に規定する正当な理由があるかどうかについて査証報告書の全部又は一部を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人、補佐人又は専門委員に対し、査証報告書の全部又は一部を開示することができる。ただし、当事者等、補佐人又は専門委員に対し、査証報告書の全部又は一部を開示するときは、あらかじめ査証を受けた当事者の同意を得なければならない。

5 第二項の規定による申立てを却下する決定及び第三項の査証報告書の全部又は一部を開示しないこととする決定に対しては、即時抗告をすることができる。

## 特許法第105条の2の7（査証報告書の閲覧等）

第五條の二の七 申立人及び査証を受けた当事者は、前条第二項に規定する期間内に査証を受けた当事者の申立てがなかつたとき、又は同項の規定による申立てについての裁判が確定したときは、裁判所書記官に対し、同条第三項の規定により全部を開示しないこととされた場合を除き、査証報告書（同項の規定により一部を開示しないこととされた場合にあつては、当該一部の記載を除く。）の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

2 前項に規定する場合のほか、何人も、その提出された査証報告書の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製を求めることができない。

3 民事訴訟法第九十一条第四項及び第五項の規定は、第一項に規定する査証報告書について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは「特許法第五條の二の七第一項」と、「当事者又は利害関係を疎明した第三者」とあるのは「申立人又は査証を受けた当事者」と読み替えるものとする。